⑤　特定事業参加者床の取得目的が、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条各項に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又はこれらに関連する業務の用に供するものではないこと（自ら使用のほか、賃借及び転借する場合を含む。）。

⑥　東京都千代田区・中央区・港区・品川区内の住宅用途を主とする竣工済みの建築物において、平成23年度以降に１事業にて250戸以上の住宅床の分譲又は賃貸実績を有する者であること。

⑦　現在事業中又は平成23年度以降に工事完了公告を行った市街地再開発事業において、個人施行者、特定建築者、特定業務代行者、参加組合員又は特定事業参加者のいずれかを務めた者であること。

⑧　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条に規定する免許を有する者であること。

⑨　特定事業参加予定者グループで構成する場合にあっては、次のイ及びロの条件を満たしている者であること。

イ　適切な代表者を選定できる者であること。また、その代表者は、機構との窓口として、構成員間の調整を確実に実施できる者であること。

ロ　構成員全員で特定事業参加者床共同取得者協定を締結していること。

⑩　ＳＰＣを活用する場合、次のイからハのいずれかの条件を満たす者であること。

イ　ＳＰＣを含む特定事業参加予定者グループが申し込む場合で、次の条件を満たす者

(ｲ)　代表者がＳＰＣ以外であること。

(ﾛ)　特定事業参加予定者グループ構成員の全員が①から⑤、⑧及び⑨に掲げる条件をすべて満たした上で、特定事業参加予定者グループ構成員の代表者が⑥及び⑦に掲げる条件を満たしていること。

(ﾊ)　ＳＰＣが特定事業参加予定者グループ構成員の一員として特定事業参加者床取得者となることができない事態が生じた場合は、他の特定事業参加予定者グループ構成員がＳＰＣの権利義務を引き継ぐこと。

ロ　地位承継予定者（落札後ＳＰＣへ特定事業参加者床取得者の地位の承継を予定する者をいう。以下同じ。）が代表者として申し込む場合で、次の条件をすべて満たす者

(ｲ)　地位承継予定者は、①から⑧の条件をすべて満たし、特定事業参加予定者グループで申し込む場合は、地位承継予定者を含む特定事業参加予定者グループ構成員の全員が①から⑤、⑧及び⑨に掲げる条件をすべて満たしていること。

(ﾛ)　申込時に特定事業参加者床取得者の地位の一部をＳＰＣに承継することを明らかにすること（ただし、すべての権利義務を承継することは認められないものとする。）。

(ﾊ)　地位承継予定者は、ＳＰＣへの出資者又は特定資産管理処分業務等の受託者となること。

(ﾆ)　地位承継予定者は、特定事業参加者の負担金等に関する契約を締結する日までにＳＰＣを組成の上、特定事業参加者床取得者の地位の一部をＳＰＣへ承継すること。

(ﾎ)　ＳＰＣが特定事業参加者床取得者の地位の一部を承継することができない等の事態が生じた場合は、地位承継予定者が事業に参画し、ＳＰＣに承継する予定であった権利義務を履行すること。

ハ　地位承継予定者が特定事業参加予定者グループ構成員の一員として申し込む場合で、次の条件をすべて満たす者

(ｲ)　地位承継予定者を含む特定事業参加予定者グループ構成員の全員が、①から⑤及び⑧から⑨に掲げる条件をすべて満たし、代表者が⑥及び⑦の条件を満たすこと。

(ﾛ)　申込時に特定事業参加者床取得者の地位の全部又は一部をＳＰＣに承継することを明らかにすること。

(ﾊ)　地位承継予定者は、ＳＰＣへの出資者又は特定資産管理処分業務等の受託者となること。

(ﾆ)　地位承継予定者は、特定事業参加者の負担金等に関する契約を締結する日までにＳＰＣを組成の上、特定事業参加者床取得者の地位の全部又は一部をＳＰＣへ承継すること。

(ﾎ)　ＳＰＣが特定事業参加者床取得者の地位の全部又は一部を承継することができない等の事態が生じた場合は、地位承継予定者が事業に参画し、ＳＰＣに承継する予定であった権利義務を履行すること。

⑶　処分協力予定者に関して、次の①から⑥に掲げる条件をすべて満たしている者であること（複数の者（以下「処分協力予定者グループ」という。）で構成する場合は、処分協力予定者グループ構成員のすべての者が次の①から⑦に掲げる条件をすべて満たしていること。）。また、ＳＰＣを活用する場合は、⑧に掲げる条件を満たす者であること。（事前に下記４⑵に相談すること。）

①　処分協力保留床等を適正に使用、譲渡又は賃貸することができる者であること。

②　処分協力保留床等譲渡代金の支払が確実である者であること。

③　処分協力保留床譲渡契約の締結に際し、機構が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に準じて行う本人確認※に応じることができる者であること。

※これにより取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがある。

④　処分協力保留床等の取得について監督官庁の許認可が必要な場合は、その許認可を確実に得られる者であること。

⑤　処分協力保留床等の取得目的が、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条各項に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又はこれらに関連する業務の用に供するものではないこと（自ら使用のほか、賃借及び転借する場合を含む。）。

⑥　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条に規定する免許を有する者であること。

⑦　処分協力予定者グループで構成する場合にあっては、次のイ及びロの条件を満たしている者であること。

イ　適切な代表者を選定できる者であること。また、その代表者は、機構との窓口として、構成員間の調整を確実に実施できる者であること。

ロ　構成員全員で処分協力保留床等共同取得者協定を締結していること。

⑧　ＳＰＣを活用する場合、次のイからハのいずれかの条件を満たす者であること。

イ　ＳＰＣを含む処分協力予定者グループが申し込む場合で、次の条件を満たす者

(ｲ)　代表者がＳＰＣ以外であること。

(ﾛ)　処分協力予定者グループ構成員の全員が①から⑦に掲げる条件をすべて満たしていること。

(ﾊ)　ＳＰＣが処分協力予定者グループ構成員の一員として処分協力保留床等取得者となることができない事態が生じた場合は、他の処分協力予定者グループ構成員がＳＰＣの権利義務を引き継ぐこと。

ロ　地位承継予定者（落札後ＳＰＣへ処分協力保留床等取得者の地位の承継を予定する者をいう。以下同じ。）が代表者として申し込む場合で、次の条件をすべて満たす者

(ｲ)　地位承継予定者を含む処分協力予定者グループ構成員の全員が①から⑦に掲げる条件をすべて満たしていること。

(ﾛ)　申込時に処分協力保留床等取得者の地位の一部をＳＰＣに承継することを明らかにすること（ただし、すべての権利義務を承継することは認められないものとする。）。

(ﾊ)　地位承継予定者は、ＳＰＣへの出資者又は特定資産管理処分業務等の受託者となること。

(ﾆ)　地位承継予定者は、処分協力保留床譲渡契約を締結する日までにＳＰＣを組成の上、処分協力保留床等取得者の地位の一部をＳＰＣへ承継すること。

(ﾎ)　ＳＰＣが処分協力保留床等取得者の地位の一部を承継することができない等の事態が生じた場合は、地位承継予定者が事業に参画し、ＳＰＣに承継する予定であった権利義務を履行すること。

ハ　地位承継予定者が処分協力予定者グループ構成員の一員として申し込む場合で、次の条件をすべて満たす者

(ｲ)　地位承継予定者を含む処分協力予定者グループ構成員の全員が、①から⑦に掲げる条件をすべて満たすこと。